



定年退職者の方

年金や雇用保険など各種手続き 年金編

年金の手続き

定年を迎えるにあたり、年金は欠かせない手続きの一つです。年金の手続きは会社が行ってくれるわけではありませんので、まずはご自身で「年金の種類」や「年金見込額」を予めご確認いただき、実際に手続きに訪れる「年金事務所」を確認するなど、定年退職の前後に行う手続きがございますので、ご確認の上各種手続きを進めることをおすすめします。

退職前にやること

各種ご確認



「59歳」の時に「ねんきん定期便」が封書で
ご自宅に届くので内容を確認確認するようにします

✓ 年金の種類ともらえる年金見込金額を確認します

- ・ねんきんネット
- ・ねんきん定期便
- ・年金事務所
- ・年金手帳 などを確認します

✓ 企業年金や中小企業退職金共済制度（中退共制度）等に参加している場合は、勤務先へ手続き内容を確認します

退職したとき

✓ 勤務先が保管している場合は、勤務先から「年金手帳」を受け取ります

※2022年4月より法改正により年金手帳は廃止されていますが、お手元に保管しておいてください。

退職後にやること

年金の受給資格がある場合

✓ 年金の受給手続きを行います

- ・65歳未満で支給される特別支給の厚生年金の受給資格があるかどうかの確認
- ・65歳に達している方は、老齢基礎年金、老齢厚生年金の受給資格について確認

配偶者が60歳未満の場合

✓ 市町村役場（特別区含む）の国民年金の窓口で配偶者の国民年金の種別変更手続きを行います

※第3号被保険者から第1号被保険者に変更となります

中退共や企業年金に加入している場合

✓ 中退共や企業年金等の請求手続きを行います



注目
ポイント!

年金支給が開始後は、
偶数付きに2ヶ月分の年金が振り込まれるようになります

定年退職者向け手続きガイド 関連リンク

以下の定年退職者へ向けた各ページより、再度お求めの情報をお探してください。

[定年退職者向けTOP >](#)

[定年前後の各種手続き 一覧 >](#)

[各種手続き 一覧 >](#)

[知っておきたい手続き 一覧 >](#)

医療費を10万円以上お支払いの方におすすめ

-医療費控除支援サービス-

新サービス登場!

年間医療費 **10万円以上** 支払っていませんか?

※総所得金額等が200万円未満の方は、総所得金額等の5%

支払った医療費が10万円を超えていれば
確定申告の医療費控除で医療費が返ってくる可能性があります!

詳細はこちら